

資金一覧

本パンフレットにおいて「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満のお子さん等をいいます。
「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上のお子さん等をいいます。

資金の種類			貸付の条件			主な添付書類	
資金の名称	貸付利用対象	貸付金の内容	貸付限度額（この金額内で必要額を貸付）	据置期間	償還期限(最長) ※据置期間経過後		
事業開始資金	母・父	- 事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,260,000円 母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合 4,890,000円	貸付の日から 1年間	7年以内	1 事業計画書 2 事業資金見積書 3 申請者本人名義の官公庁の許認可書の写し（許認可を必要とする事業の場合） 4 金融機関の発行する預金の残高証明書 5 戸籍の身分証明書	
事業継続資金	母・父	- 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,630,000円	貸付の日から 6か月	7年以内	6 現事業を明らかにする書類（事業継続資金の場合） 7 公正証書の写し	
技能習得資金	母・父	- 母又は父が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中（5年以内） 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	習得期間満了後 1年間	20年以内	1 入学（入所）予定を明らかにする書類（入学（入所）後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し） ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し	
*1 修業資金	-	児童・子 児童又は子が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中（5年以内） *1 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	習得期間満了後 1年間	20年以内	1 入学（入所）予定を明らかにする書類（入学（入所）後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し） ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し	
就職支度資金	母・父	児童 就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	通勤のために自動車を購入する場合 105,000円 340,000円	貸付の日から 1年間	6年以内	1 就職決定（見込）書の写し 2 自動車の購入費用の見積書（通勤のために自動車を購入する場合）	
医療介護資金	母・父	児童 (医療のみ) 医療（母、父又は児童）又は介護保険によるサービス（介護）（母、父）を受けるために必要な資金(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療 特別(所得税非課税世帯の方) 介護 340,000円 480,000円 500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後 6か月	5年以内	1 医療を受ける期間及び概算医療費（自己負担となるもの）を記載した医師又は歯科医師の診断書 2 医療費の請求書及び当該医療が行われた時期を明らかにする医師等の証明書（申請以前に受けた医療について貸付を受ける場合） 3 当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類	
生活資金	母・父	-	技能習得期間中(貸付期間5年以内)又は、医療又は介護を受けている期間中(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額141,000円	習得期間満了後 6か月	20年以内	入学（入所）予定を明らかにする書類（入学（入所）後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し）※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。
			医療介護期間中(生計中心でない場合)	医療又は介護期間満了後 6か月	5年以内	医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類又は介護を受ける期間を確認できる書類	
			生活安定期間中(生計中心でない場合)	月額108,000円 (月額70,000円)	生活安定貸付期間満了後 6か月	8年以内	弁護士への委任状、訴訟提起に係る証明書等
			母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3ヶ月以内)	生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用 (12ヶ月相当) 1,236,000円			
			失業している期間中（ただし、離職した日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金（貸付期間1年以内）	失業期間中(生計中心でない場合) 月額108,000円 (月額70,000円)	失業貸付期間満了後6か月	5年以内	公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は退職命令等の離職等を証明することができる書類
家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者に対する資金（貸付期間3ヶ月以内）	前月所得に12を乗じて得た額を前年の所得とみなして支給されることとなる児童扶養手当に相当する額 月額44,140円	貸付期間終了後 6か月	10年以内	収入が減少したことが確認できる書類			
住宅資金	母・父	- 自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	貸付の日から 6か月	6年以内	1 住宅の建設、購入、増・改築（補修・保全）計画書及び見積書 2 当該家屋の所有関係を明らかにする書類(建設、購入以外の場合) 3 建築確認済証の写し(増・改築の場合は、十平方メートル以上)	
転宅資金	母・父	- 転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金(貸付の対象となるのは、新居住が市内の場合です。)	260,000円	貸付の日から 6か月	3年以内	1 転居先を明らかにする書類（貸付相談は契約前に行うこと） 2 移転費用の見積書	
結婚資金	-	児童・子 児童又は子の婚姻に際し必要な資金	310,000円	貸付の日から 6か月	5年以内	1 婚姻の予定を明らかにする書類 2 必要経費を明らかにする書類	
*1.2.3 修学資金	-	児童・子 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高专又は専修学校(学校や既取得の学歴により対象外あり)において修学するのに必要な資金(授業料、通学費、教科書代など)	学校・学年別貸付限度額(裏面)をご覧ください。	貸付による修学終了後 6か月	20年以内 専修学校(一般) 5年以内	1 入学通知書又は合格通知書の写し(在学中の場合は在学証明書) ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し	
*2.3 就学支度資金	-	児童 児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方)	小学校入学者 64,300円	中学校卒業後 6か月	20年以内 専修学校(一般) 5年以内	1 入学通知書又は合格通知書の写し ※入学後、在学証明書等も提出していただきます。 2 所得税が非課税又はこれと同程度であることを明らかにする書類(小・中学校入学の場合) 3 入学金等の額を明らかにする書類の写し	
			中学校入学者 81,000円				
		児童・子 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高专又は専修学校(学校や既取得の学歴により対象外あり)に入学するために必要な資金(受験料、入学金、施設費、制服代など)	高等学校、専修学校(一般課程)又は専修学校(高等課程)に入学する場合(自宅) 150,000円 (自宅外) 160,000円	貸付による修学終了後 6か月			
			私立の高等学校又は専修学校(高等課程)に入学する場合(自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円				
			国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合(自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円				
			私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合(自宅) 580,000円 (自宅外) 590,000円				
知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円	貸付による習得終了後 6か月	5年以内				

*1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になります。

*2 修学資金及び就学支度資金の貸付対象は、学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限ります。

*3 修学資金及び就学支度資金の項中、中学校には中等教育学校の前期課程を含み、高等学校には中等教育学校の後期課程を含みます。